

研究活動コンプライアンス推進委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公的研究資金の執行・管理に関する規程第10条第2項に基づき、埼玉工業大学（以下「本学」という。）における研究活動の公正性の確保並びに公的研究費の適正な使用及び研究者等の倫理に関する事項について審議することを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、本学に研究活動コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究者等の公的研究資金の執行・管理に関する事項
- (2) 研究活動に関するコンプライアンス教育に関する事項
- (3) その他研究の運営及び研究費管理について、学長から諮問された事項

2 委員会は、研究者等の研究活動に関するコンプライアンスに違反する行為（以下「不正行為」という。）に関する苦情及び相談、告発（以下「苦情等」という。）の窓口となるものとする。

3 委員会は、前項による不正行為に関する苦情等のうち、不正行為と認められる事例があった場合は、直ちに学長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究活動コンプライアンス推進責任者（各研究科長・学部長・先端科学研究所長）
- (2) 研究活動コンプライアンス推進副責任者（各研究科専攻主任・各学科長および基礎教育センター主任）
- (3) その他、必要に応じ学長が指名する者

2 学長が指名する本学教職員以外で、専門的知識を有する者を委員とすることができる。

3 第1項及び前項の委員については、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項及び3項迄の任期は、職制による在任期間とする。

2 前条第2項の委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員長は、研究活動コンプライアンス推進責任者をもって充てる。

2 委員長に事故あるときは、委員長が予め指名した委員が、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要がある場合に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(予備調査部会及び調査委員会)

第8条 委員会には、必要に応じて、予備調査部会及び調査委員会（以下「調査会等」という）を置く。

2 調査会等に関する事項については、調査会等で定める。

3 調査会等の調査担当は、委員長が指名する。

4 調査会等の任務は次の各号に掲げる事項とする。

(1) 関係者からの事情聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) その他不正防止に関する必要な事項

5 調査会等は、調査の結果を委員会に報告するものとする。

(学長への報告)

第9条 委員会において、議決を得た審議事項については、学長に報告するものとする。

(事務)

第10条 委員会に関する事務については、教育研究支援課が担当する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学内理事会の議決を経て行う。

附則 この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要項は、令和3年4月1日より適用する。

附則 この規程は、「コンプライアンス推進委員会取扱要項」から「研究活動コンプライアンス推進委員会規程」に改め、その一部を改定して令和6年7月25日から施行する。